

マニュライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド (3ヵ月決算型) / (年1回決算型)
7月28日の日本銀行による金融政策運営の修正を受けて

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

日本銀行（以下、「日銀」）は7月27日～28日に開催された金融政策決定会合で金融政策の修正を決定しました。発表を受けて10年国債利回りは急上昇し、7月28日の「マニュライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド（3ヵ月決算型） / （年1回決算型）」（以下、「当ファンド」）の基準価額は下落しました。

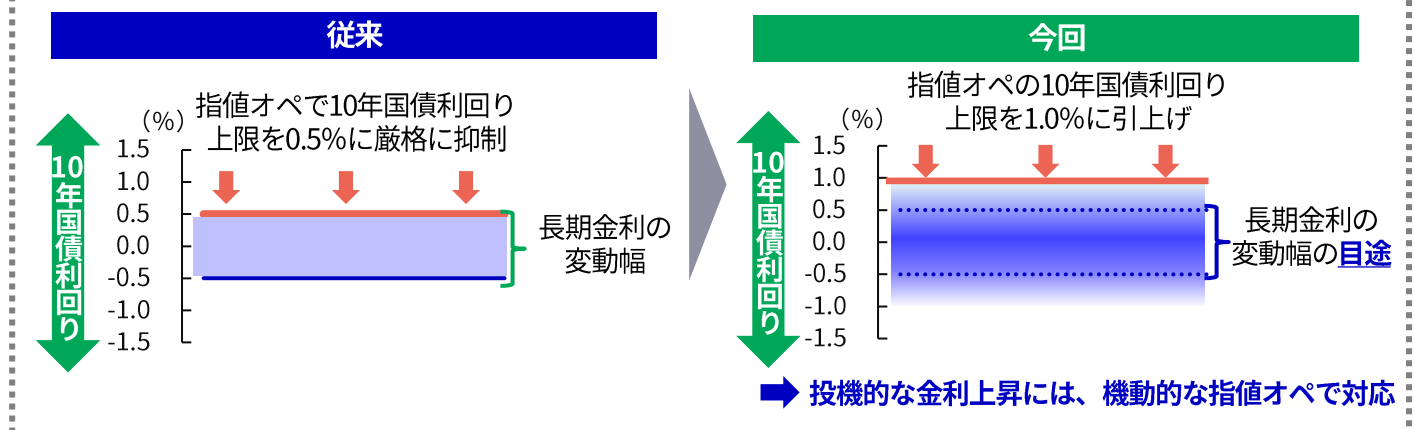
1. 金融政策運営の修正のポイント

従来	今回
長期金利変動許容幅 0±0.5%程度	長期金利変動許容幅 0±0.5%程度を「目途」に一定の上昇を容認
10年国債の指値オペの利回り 0.5%	10年国債の指値オペの利回り 1.0%に引上げ
長期国債等の購入額 9兆円/月	
マイナス金利政策	変更なし
ETF ^{*1} とJ-REIT ^{*2} の買い入れ方針	

*1:上場投資信託 *2:不動産投資信託

- 今回の修正の主旨は、イールドカーブ・コントロール（以下、YCC）の運用を柔軟化することで、**市場機能の正常化を促し、金融緩和の持続性を高めることが狙い**とされています。
- YCC修正の内容は、YCCの誘導レンジを0±0.5%程度を「目途」に維持しつつも、国債を無制限に購入する連続指値オペの実施水準を1%まで引き上げるというものです。
- 植田総裁は会見で、**1%での連続指値オペを「念のための上限キャップ」と表現し、「長期金利が1%に近づく可能性は低い」との見方を示しています。**
- また、日銀の声明文には引き続き「粘り強く金融緩和を継続する」とあることから、今回の決定は、あくまで市場機能の改善を理由としたものであり、ETFの買入を維持したことなどを見ても**緩和政策の一環である**ことが伺えます。

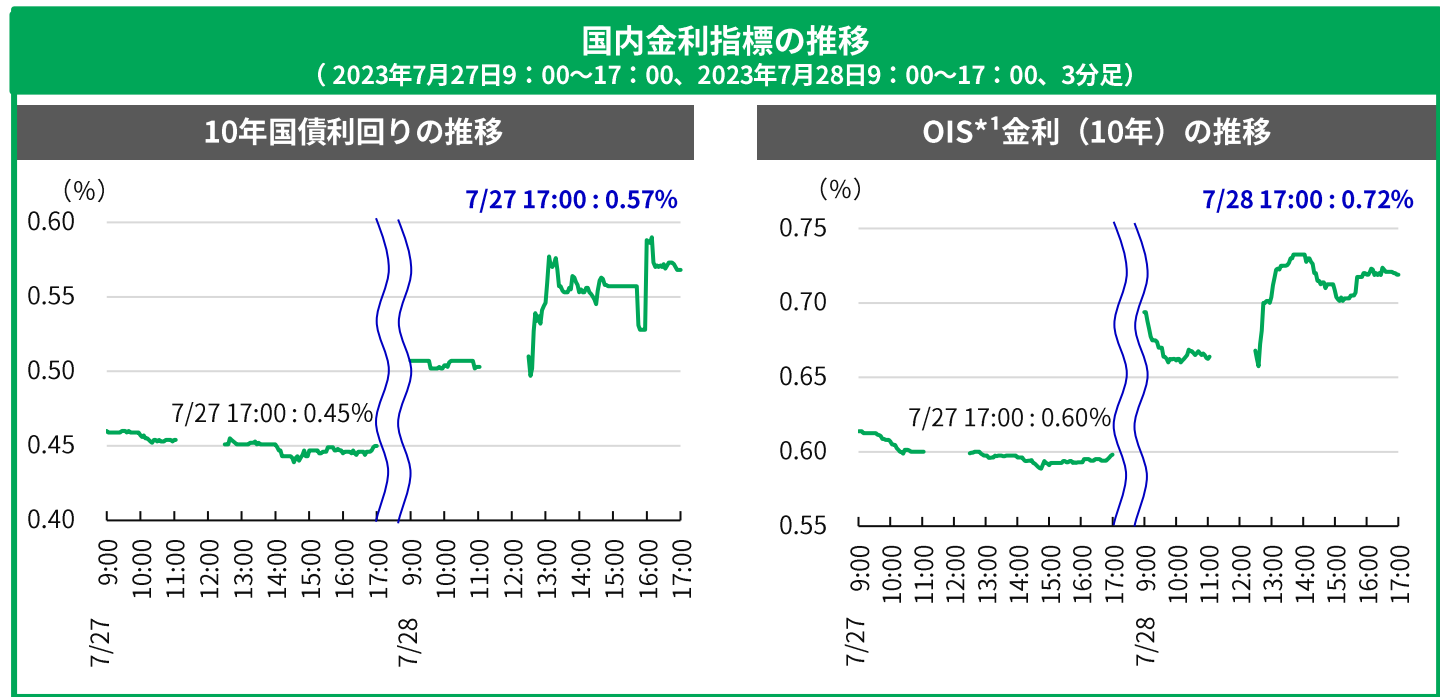
（ご参考）イールドカーブ・コントロールの運用の修正点



出所：各種報道記事をもとにマニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社が作成

2. 日銀の発表に対するマーケットの反応

- 日銀が金融政策の修正を発表したことから、金利市場の変動性が高まりました。
- 7/28時点の10年国債利回りとOIS金利（10年）の差は、前日比と同程度の約0.15%（15bps）となりました。



*1: OIS（オーバーナイト・インデックス・スワップ）は、固定金利と変動金利（一定期間のオーバーナイト無担保コールレート）を交換するスワップ取引です。ハイブリッド債券の価格算出にあたっての基準となる金利で、日銀の金融政策スタンスに対する市場の見方を観察するのに適した指標とされています。

※10年国債利回り：ブルームバーグ算出の日本ジェネリック10年国債、OIS金利（10年）：日本円スワップOIS（10年）
※値のない時刻は直前値を使用
※当資料に記載された見解・見通し・運用方針は作成時点における当社の見解等であり、将来の経済・市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
出所：ブルームバーグのデータをもとにマニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社が作成

3. 2023年7月28日の当ファンドの基準価額変動要因

- 日銀の発表を受けて当ファンドの基準価額は下落しました。（3ヵ月決算型は45円の下落、年1回決算型は46円の下落）
- 下落の**主な要因は基準金利（OIS金利）の上昇**で、57円程度*²のマイナス寄与となりました。
- 金利上昇リスクの抑制策として行っている国債先物・金利スワップ取引等*³は、**基準価額に対し16円程度*²のプラス寄与となり**、基準金利上昇によるマイナス要因等を一部相殺しました。

*²：年1回決算型
*³：2023年6月末時点で国債先物の売建及び・金利スワップ取引の合計は▲31.1%程度（マザーファンドの純資産総額対比）

基準価額変動要因（年1回決算型）

金利要因	▲41円
基準金利要因	▲57円
国債先物・金利スワップ	+16円
クレジット要因	▲5円
合計	▲46円

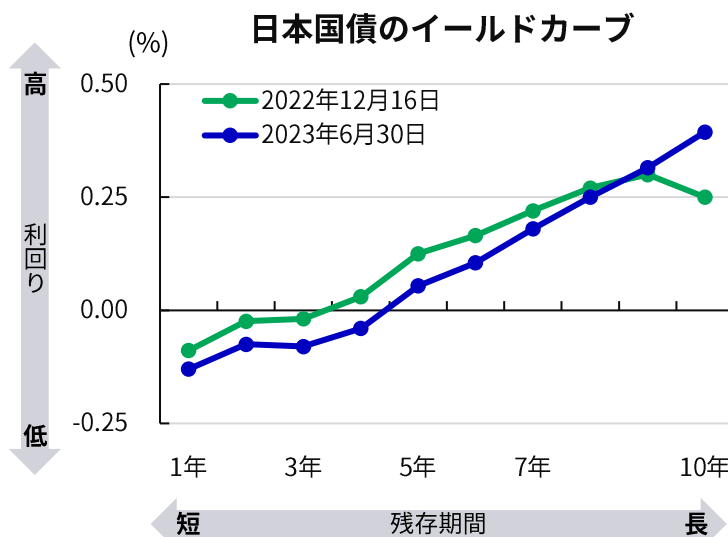
※要因分析の数値は、当該期間の基準価額の騰落額を当社が一定の条件の基に要因分解したものです。また、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。
出所：マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社が作成

4. 今後の見通しと運用方針

- 今回のYCC柔軟化により、ハイブリッド債券の価格に影響を与えるOIS金利の変動性（ボラティリティ）は上昇しましたが、日銀は、今回の決定を金融緩和の持続性を高めるための修正としており、政策正常化に踏み出す動きではないと市場をけん制していることから、**ボラティリティは早晩に収束すると想定しています。**
- 同様に、**変動性の一時的な上昇によるスプレッド拡大への圧力も、短期的に収束する見込みです。**市場の落ち着きとともに、年初からのクレジット・スプレッドの縮小は継続するものと考えています。
- 市場見通しや投資方針は変わらず、引き続きデュレーションを短期に維持する方針です。
- また、これまでも低格付け銘柄の保有ウエイト削減など保守的なポートフォリオへの移行を進めてきましたが、今後もこうした保守的なポートフォリオを維持する方針です。

（ご参考）イールドカーブ・コントロールとは

- ✓ イールドカーブとは、同一発行体の債券の、残存期間と利回りの関係を表した曲線のことをいい、一般的に、**残存期間が長いほど債券の利回りは高くなる**ため、イールドカーブは右肩上がりの形状となります。
- ✓ YCCとは、**長期金利と短期金利の誘導目標を操作**し、イールドカーブを適切な水準に維持することを指します。今回の会合にて、長期金利変動許容幅を $0 \pm 0.5\%$ 程度を「目途」に一定の上昇を容認するとしています。



※上記の実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

※当資料に記載された見解・見通し・運用方針は作成時点における当社の見解等であり、将来の経済・市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

※当資料のいなか内容も、将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。

出所：ブルームバーグのデータをもとにマニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社が作成

1 主として相対的に高い利回りが期待できる円建てのハイブリッド債券*に投資します。

- 円ハイブリッド債券インカム・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、主として日本企業が発行する円建てのハイブリッド債券に投資を行います。
- 円建てのハイブリッド債券を主な投資対象としますが、市場動向等によっては円建ての普通社債、日本国債等に投資する場合があります。

※市場環境等により、純資産総額の30%を上限として日本企業が発行する外貨建てのハイブリッド債券に投資する場合があります。その際は、実質的に円建てとなるように為替ヘッジを行います。

※金利変動リスクや信用リスクを抑制するため、デリバティブ取引を利用する場合があります。

*ハイブリッド債券とは、債券（負債）と株式（資本）の双方の特徴を有する債券で、資金調達のほか自己資本比率を向上させること等を目的として発行されるものです。発行体が法的整理や破綻処理等に至った際の債務の弁済順位が、一般の債権者よりも劣後することから劣後債とも呼ばれます。普通社債と比べても債務の弁済順位が劣るため、通常は同じ発行体が発行する普通社債と比べて格付けが低くなる一方で、利回りは相対的に高くなります。

2 原則として、投資するハイブリッド債券の格付けは投資適格以上とします。

- ハイブリッド債券の格付けは、取得時においてBBB格付け相当以上（R&I、JCR、S&PのいずれかでBBB-以上またはMoody'sでBaa3以上）とします。

3 決算頻度が異なる「3ヵ月決算型」と「年1回決算型」からお選びいただけます。

<3ヵ月決算型>

毎年1、4、7、10月の各25日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、利子・配当等収益を中心に安定した分配をめざします。

<年1回決算型>

毎年10月25日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、信託財産の成長を重視して分配金額を決定します。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。）

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。
投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

主な変動要因

金利変動リスク	公社債等の価格は、金利変動の影響を受け変動します。一般的に金利が上昇した場合には公社債等の価格は下落します。組入公社債等の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債等の価格は下落します。また、投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況が悪化した場合、もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等の影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
ハイブリッド債券固有のリスク	一般的に、ハイブリッド債券は普通社債等に比べて市場規模や取引量が小さく、流動性が低いため、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 【弁済の劣後】 一般的に、ハイブリッド債券の法的弁済順位は普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、ハイブリッド債券は元利金の支払を受けられません。また、一般的に普通社債と比較して低い格付けが格付機関により付与されています。 【繰上償還の延期】 一般的に、ハイブリッド債券には繰上償還（コール）条項が設定されており、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されない見込まれる場合には、当該ハイブリッド債券の価格が大きく下落することがあります。 【利息の繰延べまたは停止】 ハイブリッド債券には利息の支払繰延条項を有するものがあり、発行体の財務状況や収益の悪化等により、利息の支払いが繰延べまたは停止される可能性があります。 【元本削減または株式転換】 一部のハイブリッド債券には、経営破綻や監督当局により実質的に破綻していると認定された場合、発行体の自己資本比率が一定基準を下回った場合等に、元本の一部または全部が削減されたり、強制的に株式に転換されるものがあります。それらが実施された場合には損失が一旦確定し、ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。なお、普通株式に転換された場合には、株価変動リスクを負うこととなります。
特定業種への集中投資リスク	当ファンドは、実質的に特定の業種に関連する企業が発行するハイブリッド債券を投資対象とする場合があるため、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下で取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替ヘッジを行う場合、円金利が当該外貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

お申込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。）

購入単位	販売会社が定める単位とします。（詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金 申込不可日	●ニューヨークの銀行休業日 ●ロンドンの銀行休業日 ※申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 および取消し	委託会社は、金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	原則として、無期限です。（2019年10月25日設定）
繰上償還	各ファンドにつき信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。
決算日	<3ヵ月決算型> 毎年1、4、7、10月の各25日（休業日の場合は翌営業日）とします。 <年1回決算型> 毎年10月25日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。（販売会社によっては分配金の再投資が可能です。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。） ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※その他の事項については、投資信託説明書（交付目論見書）の「手続・手数料等」をご覧ください。

委託会社、その他の関係法人

委託会社	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社（設定・運用等） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第433号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（信託財産の保管および管理等）
販売会社	販売会社一覧をご覧ください。（受益権の募集の取扱い等） ※目論見書は販売会社でお受け取りいただけます。

ファンドの費用（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。）

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 2.2% (税抜2.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日のファンドの純資産総額に 年率0.594～0.770% (税抜0.54～0.70%) を乗じて得た額とします。			
	信託報酬の配分(税抜) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	新発10年固定利付国債の利回り	0.5%未満 の場合	0.5%以上 1%未満の場合	1%以上 の場合
	委託会社：ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価	0.26%	0.30%	0.34%
	販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	0.26%	0.30%	0.34%
	受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	0.02%	0.02%	0.02%
	合計	0.54%	0.62%	0.70%
＊信託報酬率は、毎年3月および9月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)にて判定し、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用するものとします。				
その他の費用・手数料	● 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.2% (税込)を上限として合理的に見積もった額が毎日計上され、ファンドから支払われます。 ● 組入価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。			

※ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。
 ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

販売会社一覧

販売会社名	登録番号等	加入協会				取扱コース	
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会	3カ月 決算型	年1回 決算型
株式会社十六銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第7号	○		○			○
株式会社千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第39号	○		○		○	○
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第3号	○		○		○	○
株式会社三井住友銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第54号	○		○	○	○	○
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第5号	○		○	○	○	○
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号	○	○	○		○	○
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第36号	○		○		○	○
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第15号	○	○	○		○	○
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	○	○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○	○	○
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号	○	○	○	○	○	○
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○		○	○	○	○
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○	○	○
浜銀ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1977号	○				○	○
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	○				○	○
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	○	○
株式会社三菱ＵＦＪ銀行 （委託金融取引業者 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第5号	○		○	○	○	○

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。

【ご留意いただきたい事項】

- ・当資料は、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した販売用資料です。
- ・お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。
- ・投資信託は、預金等や保険契約と異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、預貯金と異なり元本や利回りの保証はありません。銀行などの登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・当資料は、信頼できると判断した情報に基づいておりますが、当社がその正確性、完全性を保証するものではありません。
- ・当資料の記載内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更される場合があります。
- ・当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。
- ・当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社がこれらの銘柄について取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。
- ・当資料で使用している指数等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。
- ・当資料に記載された見解・見通し・運用方針は作成時点における当社の見解等であり、将来の経済・市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。